* 実施体制図　　件名「2025年度地層処分事業の意識啓発に関するシンポジウム等の運営業務等の委託」

再委託

再委託

再委託

【発注者】

原子力発電環境整備機構

【受託者】

株式会社〇〇

【再委託先】

株式会社××

【再委託先】

株式会社△△

【再委託先】

株式会社A（未定）

委託

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 住所 | 業務内容 | 金額(税込、円) |
| 受託者 | 株式会社〇〇 |  |  |  |
| 再委託先 | 株式会社△△ |  |  |  |
| 再委託先 | 株式会社×× |  |  |  |
| 再委託先 | 株式会社A（未定） |  |  |  |
| その他 | 軽微な再委託の合計 |  |  |  |
| 再委託費計 |  |  |  |  |
| 契約金額 |  |  |  |  |
| 再委託比率 |  |  |  | ％ |

※再委託比率とは、再委託の契約金額（税込）÷契約総額（税込）×100により算出した率のことを指す。

小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第13条3項に基づき再委託承認申請書の提出が必要となる場合は、

以下の通り。

・再委託先の追加・変更

・再委託先の名称・所在地の変更

・再委託する業務内容の追加・変更

・再委託比率が５０％を超える場合

・再委託予定金額の変更（増加の場合に限る）

※受託者は、契約書の第13条第5項に記載の事項について、機構との契約締結後に再委託先と書面

にて約定を行い、写しを機構に提出すること。

※軽微な再委託とは、1件あたりの契約金額が100万円未満で、かつ委託費総額の50％以下の再委託を指す。

* 再委託を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社A（未定）・・・

* 再委託比率が５０％を超える場合はその理由